



※事業主および健康管理担当者のみなさまへ
こちらはChangeの解説版となっております。健康管理担当者や事業主のみなさまの事業所の健康づくりの取組みを応援するための情報を掲載しております。従業員のみなさまの質問の回答や健康づくり事業の資料にお役立てください。

はじまっています、受動喫煙対策。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

改正された健康増進法は2020年4月1日より全面施行され、多くの人々が利用する全ての施設において「**原則屋内禁煙**」となります。喫煙には事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。違反者には罰則が課せられることもあります。貴事業所におかれましても、必要な受動喫煙対策を行っていただきますようお願いいたします。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ
立入禁止に



喫煙室
の設置
が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



標識掲
示が義
務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付け

事業者のみなさんへの財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる**財政・税制上の制度**(助成金等)が整備されています。また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

詳しくは、**なくそう!望まない受動喫煙**



<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>

禁煙について

禁煙が難しいのは、体がニコチンを欲する(身体的依存)とともに、長年の行動(心理的依存)が複合的に絡み合っているためです。だからこそ、禁煙補助薬とカウンセリングなどを併用した禁煙治療が必要になります。禁煙補助薬にはニコチンを補充するニコチンパッチとニコチンガム、ニコチンを感じる細胞をコントロールする飲み薬があります。また、2018年からスマートフォンやパソコンで禁煙治療を受けられる遠隔診療も始まりました。様々な禁煙アプリも開発されていますので、医療保険とうまく組み合わせ、禁煙を成功させましょう。

ニコチンは麻薬やアルコール以上に依存性が高い薬物です。禁煙できないのは、自分の意志が弱いせいではありません。

福井県内には**128**の禁煙外来があります。まずは身近なかかりつけ医に相談することをお勧めします。

やんにゃんのオススメ



福井県内の禁煙
治療を行っている
医療機関はこちら→



★ 重要 ★

令和2年4月1日(水)から、丹南健康福祉センター武生福祉保健部の所在地が「**福井県南越合同庁舎1階**」に移転します。

現住所: 〒915-0841 福井県越前市文京2丁目13-39



新住所: 〒915-0882 福井県越前市上太田町41-5

なお、移転に伴う電話番号の変更はありません。
(電話番号: 0778-22-4135)